鯖江広域衛生施設組合「鯖江クリーンセンター」ごみ受入基準

平成26年 4月 1日策定
平成27年11月 1日改定
平成30年 4月 1日改定
令和 2年 4月 1日改定
令和 5年 5月11日改定
令和 8年 4月 1日改定

1 趣旨

ごみ焼却施設等の適正かつ円滑な運営を図るため、鯖江クリーンセンター利用者が組織市町内で発生した廃棄物を搬入する場合の受入可能な廃棄物の種類や処分に係る手数料など受入基準について定める。

2 廃棄物を直接搬入される方へ

(1)受入施設

鯖江クリーンセンター　　鯖江市西番町第15号11番地
問合せ　　運営管理事業者　株式会社 さばえＥサービス
0778－25－0873

(2)受付時間　　平日および毎月第2日曜日　午前8時30分から午後4時45分まで
ただし、12月30日は、午前8時30分から午前11時30分まで

(3)休日　　土曜日・日曜日（毎月第2日曜日を除く。）・祝祭日・12月31日から1月3日まで

(4)受入可能な区域　　鯖江市および越前町

(5)受入可能な廃棄物

鯖江市または越前町で発生した家庭系および事業系廃棄物で以下に掲げるもの。

なお、家庭系とは一般家庭から排出されるものをいい、事業系とは事業活動によって排出されるものをいう。

1）可燃ごみ
2）不燃ごみ
3）大型ごみ

4）あきびん
5）乾電池類
6）スプレー缶、ライター
7）蛍光灯
8）充電式電池およびそれを使用している製品
（主なもの：スマートフォン、パソコン、電子タバコ、ハンディファン、ハンディクリーナー、
電動歯ブラシ、電気カミソリ、携帯ゲーム機、ヘッドフォンなど）
9）新聞紙
10）雑誌・雑紙類
11）ダンボール類
12）管理者が認める一部の産業廃棄物（詳細は「4産業廃棄物の取扱いについて」参照）

(6)受入対象者
本施設で受入れできるものは次の者に限る。
1）本人または同居の家族
受付時に、身分証明書（運転免許証またはマイナンバーカード等）を提示すること。
2）同居の家族、親戚
受付時に、持主（ごみの排出者）の分かる書類（郵便物、検針票等）を提示すること。
3）事業主、事業所従業員
受付時に、事業主または従業員であることが分かるものを（社員証、名刺等）を提示すること。
4）構成市町内の収集運搬許可事業者

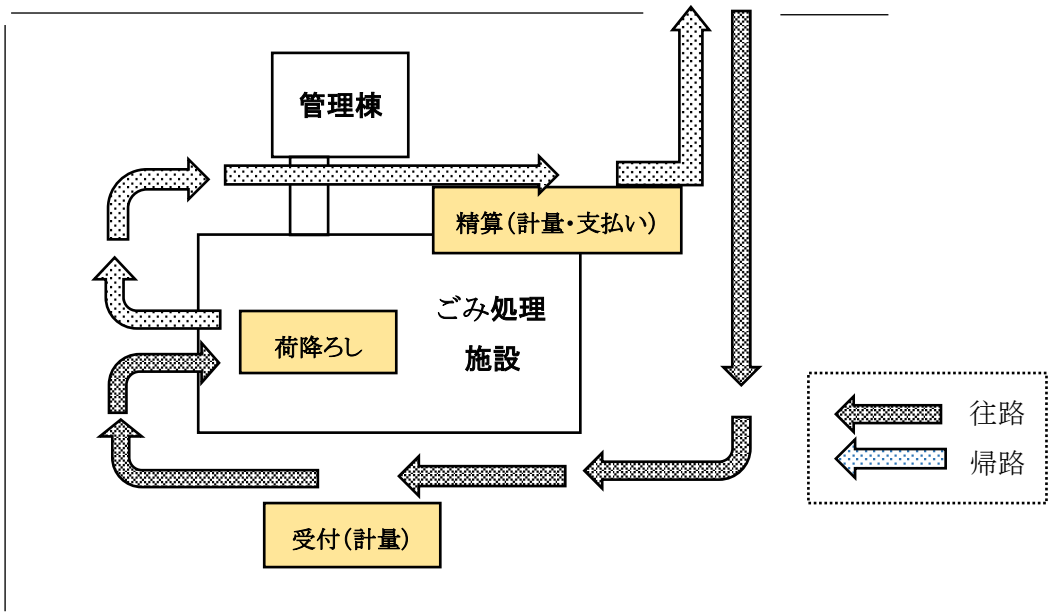
次の場合は受入れできません。
1）ごみの発生場所が受入可能な区域以外または不明な場合
2）搬入者を確認するための書類等の提示がない場合
3）搬入者が持主の友人または知人の場合（上記(6)の2)を除く。）
4）申告内容に虚偽があった場合
5）受入可能な区域以外の指定ごみ袋で搬入された場合
6）係員の指示に従わない場合
7）その他施設運営に支障をきたすと判断された場合

(7)搬入方法
1）搬入車両の制限　　4t車以下かつ全長6m以下の車両に限る。
2）搬入形態
①廃棄物によって処理方法が異なるため、構成市町（居住市町）の「ごみの分け方・出し方」に従って種類ごとに搬入すること。
②搬入物の確認を行うため、中身の確認できる状態で搬入すること。区域以外の指定ごみ袋は使用しないこと。
③運搬中に落下、飛散しないよう運搬すること。

(8)搬入経路

施設内は、原則として、受付から精算まで他の搬入車両や収集車両と交錯することのないよう一方通行とし、構内の誘導員および交通標識に従って次の行程により進行すること。

搬入時車両移動図　（イメージ図）



1)受付(計量)

原則として、乗車のまま手続きができます。

①設置されている信号機に従って受付窓口へ進んでください。

②「ごみ搬入申請書　(様式1・様式2)」(以下「申請書」という。)を受け取ってください。

必要事項を記入し、身分証明書または社員証等と合わせて係員に提出してください。確認後、 身分証明書等はお返しします。

また、申請書は当組合のホームページからダウンロードし、あらかじめ記入したう上での提出もできます。

③計量後、係員から計量カードを受け取り、係員の指示に従って進んでください。

※受け取ったカードは、紛失、毀損または誤って捨てないよう注意すること。

2)荷降ろし

搬入したすべての廃棄物を施設1階の荷降ろしスペースにおいての荷降ろしとなります。

①施設入口で必ず一旦停止し、係員に計量カードを提示してください。

②係員の指示に従い、他の車両に注意して駐車し、駐車後は必ずエンジンを停止すること。

③係員の指示に従い荷降ろししてください。車両の損傷等トラブル防止のため、原則、搬入者自身の手作業による荷降ろしをお願いします。ただし、必要があれば補助します。

※搬入物の確認ができないため、ダンプアップでの荷降ろしは原則禁止とする。

3)精算(支払い)

原則として、乗車のまま手続きができます。

② 自動料金徴収機に計量カードを当ててください。

②金額が表示されます。支払いは、現金払いまたはキャッシュレス決済払いを選択できますので、希望する支払方法を係員に申出し、支払いをお願いします。

※キャッシュレス決済のうち、ID とクレジットカードは使用できません。

③カードを返却窓口に返却してください。

④領収書(兼計量伝票)を受け取り、お帰りください。

(9)その他の留意事項

本受入基準を遵守すること。守れない場合は受入れできない場合があります。

3 一般廃棄物の取扱いについて

(1)受入基準

廃棄物の適正処理を維持するため、次のとおり量および規格に制限を設けています。

制限項目	品目または形状	制限内容
1)量の制限 (大量搬入防止のため)	くず状のもの(葉、芝、草など)	中身の分かる袋に詰めて搬入すること。
	建築廃材(個人搬入の木くずなど)	大量の場合は受入れしない。 (軽トラック1台分までは受入れる。)
	畳	20 枚／日まで
	苗箱	100 枚／日まで
	ガレキ類	縦横高さ各 50cm以内の箱 3 箱分まで (町内ステーションの箱 3 箱分) (複数回の搬入は受入れしない。)
2)規格の制限 (寸法・形状) (処理困難なため)	箱状のもの	1.2m×1.2m×2m以内で収まるもの
	棒状のもの (径 10cm 以下)	長 2m以内で収まるもの (蛍光灯は長さ 1.2m以内に限る。)
	棒状のもの (径 10cm 以上 30cm 以下)	長さ 50cm 以内で収まるもの、
	板状のもの	5cm×1.2m×2m 以内で収まるもの
	ロール状、長尺物(反物、マルチシート、あぜシート など)	広げた状態で、2m角以内に切断してあるもの

※上記以外の品目についても制限を設ける場合があります。

※家庭から排出される一般廃棄物については、折り畳んで 2m以内に収まるものであれば受入れできます。また、ガラスが付いている物は割らずにそのまま受入れできます。

(2)処分手数料

1)基本手数料

58円／10kg(消費税別)

※計量は、四捨五入して10kg 単位です。

※重量が5kg 未満の場合、10kg として基本手数料がかかります。

(3)加算手数料

次の品目については、適正処理が困難となるため、基本手数料に別途加算手数料を徴収します。

品目	単位	単価 (消費税別)	備考
①タイヤ (20 インチ以下)	本	477円	・特殊な処理を必要とするため、加算手数料を徴収します。 ・事業所からのタイヤは受入れしない。 ・乗用車用タイヤのみを対象とする。 ・自動二輪車のタイヤは処理不能のため受入れしない。 ・トラクター等農機具のタイヤは処理不能のため受入れしない。 ・ホイールのみの場合は、乗用車用であればサイズの制限なしで受け入れる。(基本手数料のみとする。)
②スプリング入りマットレス	枚	953円	・特殊製品および解体手数料として加算手数料を徴収します。 〈対象規格〉 ・シングルベッドサイズ以上(1枚) ・2から3枚の分割式(1セット) ・ソファーベッド・コイル式スプリング(1台) 〈加算対象外〉 ・スプリングのみの場合や分割式のもので1セット揃ってない場合は基本手数料のみとする。
③除湿器	台	477円	・フロンガスの回収と解体手数料として加算手数料を徴収します。 ・フロンガスを使用していないものは基本手数料のみとする。

(3)受入れしない廃棄物

受入れしない廃棄物については、次の各市町へ処分先等をお問合せください。

鯖江市環境政策課　　0778－53－2228

越前町住民環境課　　0778－34－8708

区分	概要	具体的な品目
1)法的制限	家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づきリサイクルが推進されるもの	・テレビ (ブラウン管・液晶・プラズマテレビ) ・エアコン (壁掛け・据置き・室外機) ・洗濯機(全自動・二層式) ・衣類乾燥機(ガス・電気式) ・冷蔵庫(ワインセラー含む。) ・冷凍庫 (チェスト・アップライト・引出し型)
2)施設の維持管理上に支障があるもの	①有害・有毒性、危険性のあるもの	・劇薬物、危険物、爆発物 ・バッテリー ・ガソリン、灯油、天ぷら油など ・ガスボンベ ・中身の入っているスプレー缶・卓上カセットボンベ ・消火器　など
	②処理できないもの	・液状のもの ・大きな木の幹(幹の径が 10cm 以上) ・中身の残っている缶・ビン・セメント袋・肥料袋 ・耐火金庫 ・農機具(解体したものを含む。) ・パレット ・石膏ボード ・FRP(ガラス繊維)製品 ・自動二輪車・原動機付自転車 ・臼 ・事業所タイヤ ・その他規格外のもの
	③感染の恐れのあるもの	・動物の死体(犬、猫など) ・医療廃棄物

	④廃棄物として取り扱えないもの	・焼却灰（火鉢や左義長、祭などからの灰） ・土・砂（家庭菜園、ガーデニングなど） ・庭石　など
	⑤建築設備品	・流し台 ・調理台 ・浴槽 ・便器 ・洗面台 ・湯沸かしボイラー ・電気温水器　など

※上記以外の品目についても、搬入の際、受入れの可否を判断します。

4 産業廃棄物の取扱いについて

受入れる産業廃棄物は、排出者自らが搬入する可燃性のものに限る。

(1)受入れる産業廃棄物の種類

有毒性、有害性、危険性および著しい悪臭がなく、かつ処理場の管理に支障をきたし、またはこれを著しく損傷させるおそれがないものとして管理者が認めた次の6種類とする。

品目	対象業種等
①紙くず	印刷業の印刷くず
②木くず	木工所・家具製造業
③繊維くず	繊維製造業
④動植物性残渣	食料品製造業
⑤廃プラスチック類	眼鏡および漆器製造に係るもの
⑥その他	その他管理者が認めるもの

※②「木くず」とは

前処理での切断・破砕が必要な造園業者(剪定業者を含む。)から出される剪定くずも対象とする。

ただし、直接焼却可能な細かい剪定枝、落葉、草等は一般廃棄物扱いとする。

※⑥「その他」とは

⑤の製造業以外の製造業における「製造に係る廃プラスチック類」を対象とする。

「製造に係る廃プラスチック類」とは、製品を造る、もしくは加工する工程で発生する廃プラスチック類とする。

仕入れや出荷に係る梱包用バンドや緩衝材、事務用品などは製造に係らないものとし、製造業の製造に係らない廃プラスチック類や非製造業からの廃プラスチック類は全て一般廃棄物取扱いとする。

(2)受入基準

廃棄物の適正処理を維持するため、次のとおり量および規格に制限を設けています。

制限項目	品目または形状	制限内容
1)量の制限 (大量搬入防止のため)	くず状のもの(木くず、廃プラスチック類など)	量の制限を設ける場合がある。
	造園業(剪定業を含む。)の前処理が必要な剪定くず	2t車で午前2台・午後2台まで受入れる。
2)規格の制限 (寸法・形状)	長さ50cm以内(直接焼却可能なもの)	
	造園業(剪定業を含む。)の前処理が必要な剪定くず	径10cm以内かつ長さ2m以内で収まるもの
3)搬入形態	微細なものは必ず袋に詰めて搬入する。	

(3)処分手数料

品目	単価(10kg当たり・消費税別)
①紙くず	115円
②木くず	115円
③繊維くず	172円
④動植物性残渣	115円
⑤廃プラスチック類	172円
⑥その他	172円

※単価の異なるものを一緒に搬入した場合は、すべての廃棄物について単価の高い方の処分手数料を徴収します。

※計量は四捨五入して10kg単位です。

※重量が5kg未満の場合、10kgとして処分手数料がかかります。

(3)受入れしない廃棄物

受入れしない廃棄物については、最寄りの産業廃棄物収集運搬および処分許可事業者へお問合せください。

区分	概要	具体的な品目
1)法的制限	建設資材リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)に基づくもの	・コンクリート ・コンクリートおよび金属から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト ・その他新築、改修または解体工事等に伴い発生する建築資材　など
2)産業機械類	事業所から排出される機械・設備類およびこれらに付随するもの	・製造に係る機械類(回転ドラム・超音波洗浄機等) ・織機類(シューター・巻き取り用芯棒等) ・業務用電気製品(冷蔵庫・自動販売機等) ・その他機械本体および部品類　など
3)その他各種工事により発生した廃棄物	土木・建築・電気・水道工事または造成工事等工事により発生する廃棄物	・型枠類 ・フレコンバック、セメント袋 ・ケーブル類 ・配管類 ・伐採木　など

※上記以外の品目についても、搬入の際、受入れの可否を判断します。